

学校感染症に罹患した際の「出席停止」手続きについて

- (1) 出席停止となる感染に罹患した場合は、生徒手帳もしくはホームページより該当する用紙をダウンロードしてご使用ください。
- (2) インフルエンザ並びにコロナウイルス感染症に罹患された場合は、各々の「経過報告書」に保護者の方がご記入いただき、出席停止が解除され登校する際、担任へご提出ください。

その他の感染症に関しては、「治癒証明書」をご提出ください。なお、医療機関でご記入いただく場合は、文書料がかかる場合がありますことをご了承ください。

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第18・19条）

第一種 感染症	考え方	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）		届出用紙
	感染症の種類	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る） 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律） （平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）		治癒証明書
	出席停止の 期間の基準	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす		

第二種 感染症	考え方	空気感染または飛沫感染する感染症で、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの		届出用紙
	感染症の種類及び 出席停止の 期間基準	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	経過報告書
		インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで	
		百日咳	特有な咳が消失するまで、又は5日間の適性な抗菌薬療法による治療が終了するまで	治癒証明書
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで	
		風しん（おたふくかぜ）	発疹が消失するまで	
		水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで	
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで	
		結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	

第三種 感染症	考え方	学校教育を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの		届出用紙
	感染症の種類	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎		治癒証明書
	出席停止の 期間の基準	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		

その他の 感染症	考え方			届出用紙
	感染症の種類	溶連菌感染症 A型肝炎 B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など		治癒証明書
	出席停止の 期間の基準	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染症を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができる		